



アーバンフォレスト - 緑の中の都市 -





第5号公園
新緑
黄葉

コミュニティ通り
花
紅葉

ハバナスタ
花
紅葉



アノカマド



ウメ



タイサンボク



ナツツバキ



ヤマブキ

花
新緑
紅葉
実

第2号公園 (四季の道)



ソメイヨシノ

彦根駅前通り (さくら通り)
花
紅葉

第4号公園
花



コブシ

花
新緑
黄葉
実

第1号公園 (公園広場)



クワカネモチ



シワカシ

常緑
紅葉 (実)

10南北通り (北)

彦根駅前広場 (みどりのロータリー)
花
新緑
黄葉
実

花
新緑
黄葉
実



カツラ

10南北通り (南)
新緑
紅葉



イロハモミジ



シタシカラ



タチバナ



ウヤヒ

彦根駅前通り (駅前通り)
新緑
黄葉

新緑
黄葉



(※) 図は彦根駅東口周辺の都市づくり委員会における計画確定図です。

ふるさとの顔づくりのテーマと顔の範囲

彦根駅東地区における顔づくりテーマの設定

アーバンフォレスト — 緑の中の都市 —

- ① 城下町の歴史に新しい街の輝きを付加する。
城下町のほのかな香りと新しいまちの息吹（活力）が感じられる環境づくり
- ② 都会的センスで風土をデザインする。
ローカリティ（郷土性・地域性）とアーバンシティ（都市性）の共存による環境づくり
- ③ 人と環境にやさしい街づくりにチャレンジする。
本格的な高齢化社会・地球環境時代の到来を見据えた人と自然にやさしい環境づくり
- ④ 本物志向をシンプルに実現する。
無理・無駄のない等身大でシンプルだが本物志向の環境づくり
- ⑤ 市民参加で街の顔をつくる。
まちは共有資産であるとの認識に立った市民自ら守り育てる環境づくり

◆顔の範囲について

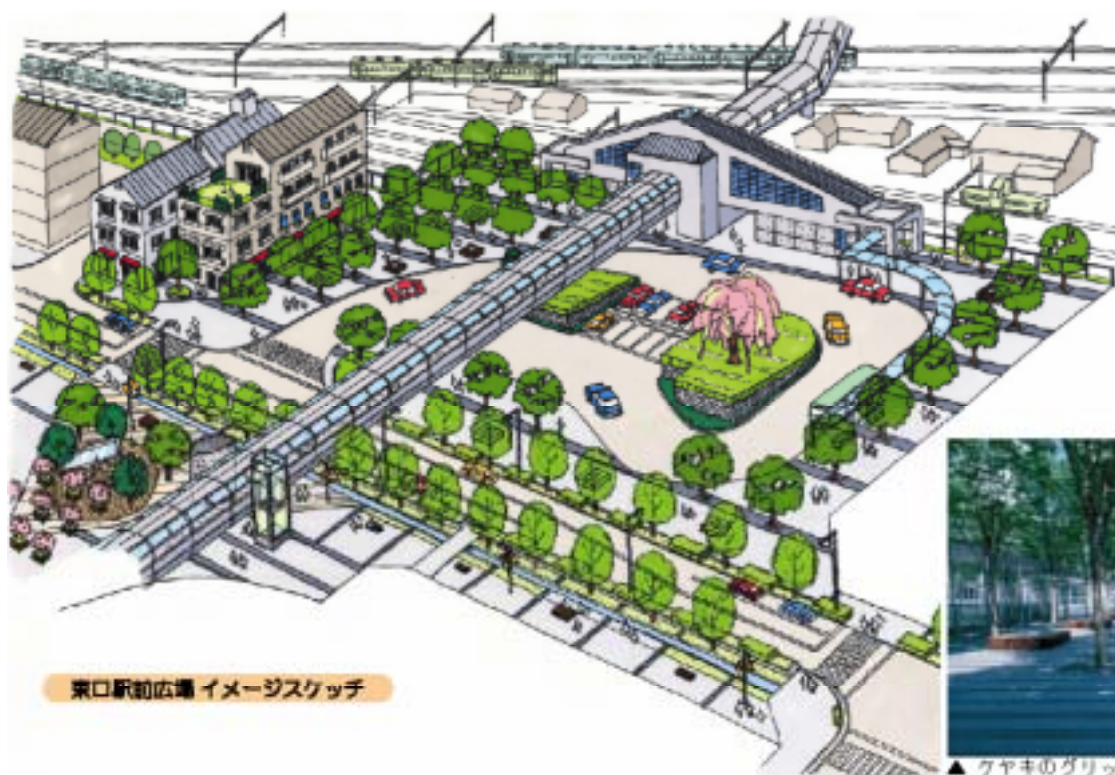
対象地区は鉄道と広域幹線道路によって周辺地域と区切られ、地区の空間の独立性が高いことや、駅前地区の商業地と住宅地等が調和する良好な市街地形成を全体に波及させることが必要との判断から、地区全体を「顔」の範囲として設定します。



▲彦根市のシンボル「彦根城」



▲石田三成の佐和山城跡



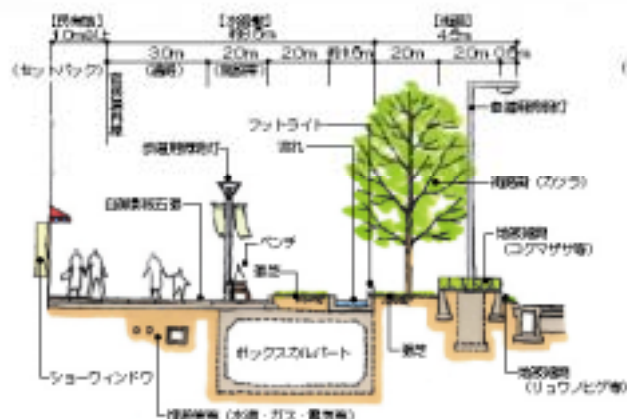
東口駅前広場 イメージスケッチ

◆東口駅前広場

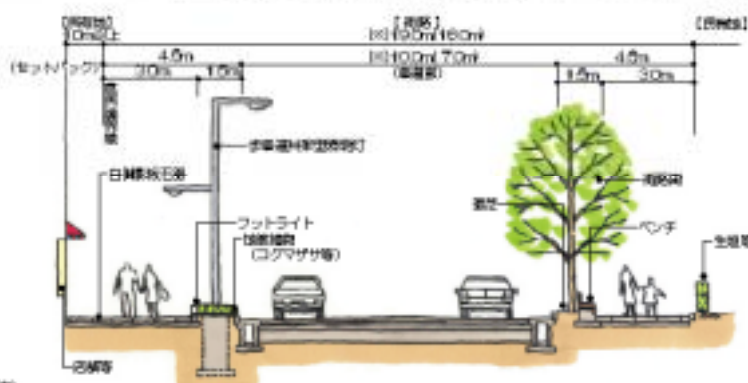
まちのエントランスとなる駅前広場は、緑の中のロータリーとし、歩道部はクヤキを8mのグリッド状に、中央交通島にはシングルケラとタチバナを配し、交通機能主体の駅前広場のイメージを払拭します。



▲クヤキのグリッド樹林とベンチのイメージ例

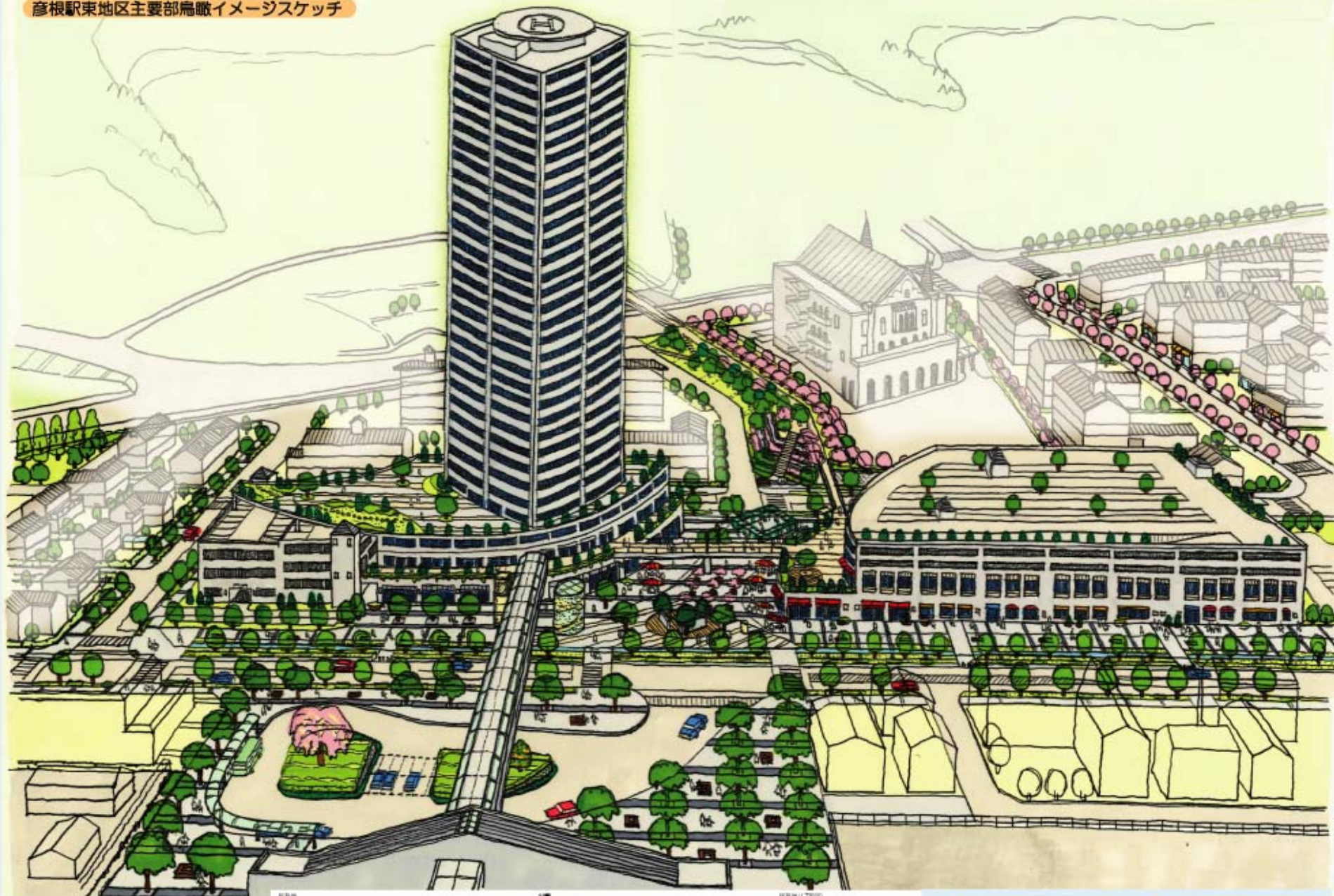


駅前通り歩道部（東側）断面イメージ図



16m, 19m道路 標準断面イメージ図

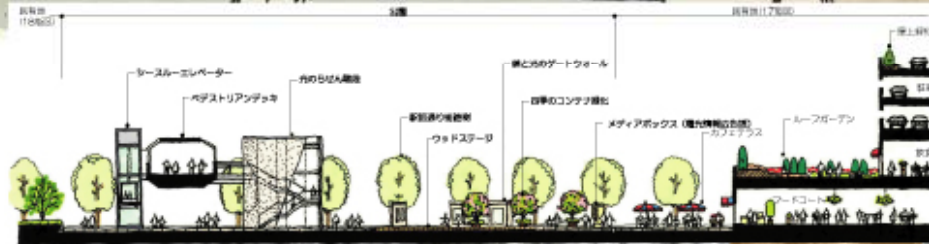
彦根駅東地区主要部鳥瞰イメージスケッチ



◆ 顔づくりデザインの方針

顔づくりデザインのコンセプトは、7・18地区一帯の中の都市とし、駅前広場から駅前通り、第1号・第2号公園等の公共空間と17・18街区等の民地空間とが一体となって、街並み景観の連続性を高めることに努めるとともに、にぎわいの演出や花と緑による四季の表情豊かな環境づくりを進めます。

参照らしさの表現として、安易な歴史的形態の模倣を避け、本物素材を自然的に活用します。その形態・屋根・色彩等は、新しい街の誕生に合わせ、先進性が高い、都会的センスが感じられるもので、色彩は民有地の建物に調和する無彩色系を基礎とします。



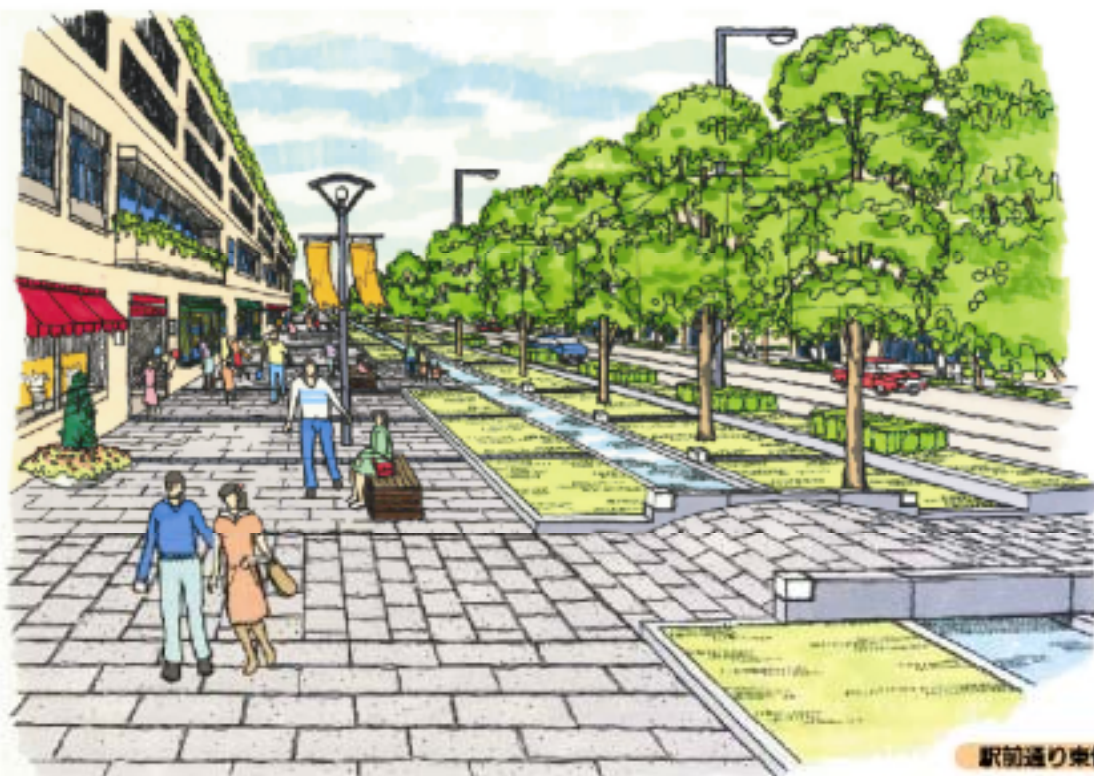
第1号公園 断面イメージ図

◆ 第1号公園

17・18街区建物との一体的利用を図り、シンボル性が高い賑わいとふれあいのあるタウン広場の環境とします。人の動きや光・季節毎の入替が可能な四季のコンテナ緑化等により環境の演出を行います。

◆ 第2号公園

引込線跡の地形等を有効に活用し、環境の立体的演出を図るとともに、四季折々の豊かな表情が楽しめる回廊的環境(四季の面)とし、駅東口から国道8号東方をも一体化する人の動線のネットワーク化を図ります。



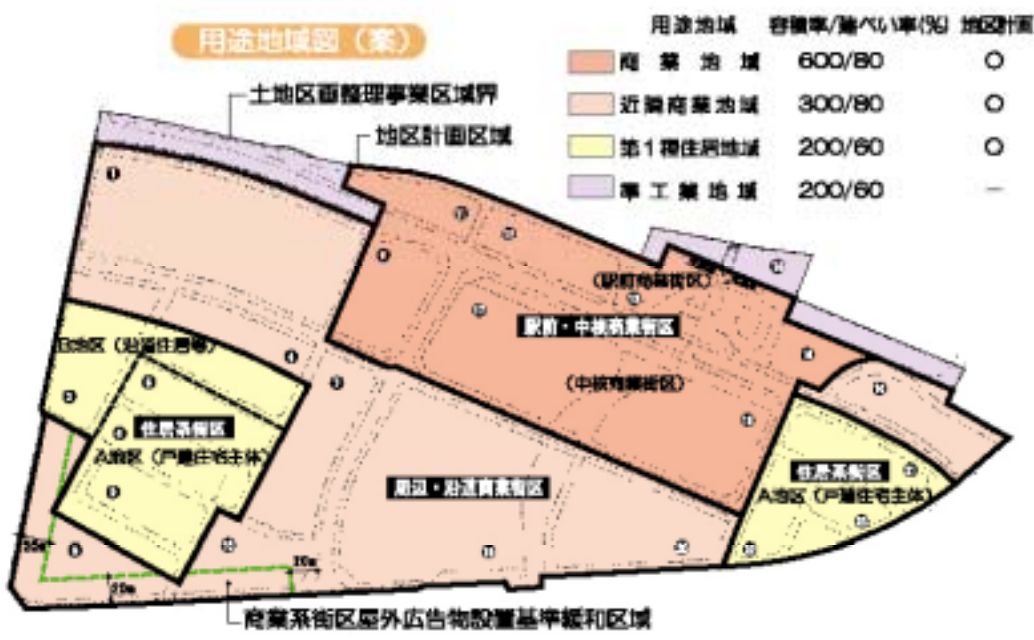
駅前通り東側歩道部 イメージスケッチ



▲ 壺ヶ瀬川と背景の東山の緑

◆ 駅前通り歩道部（東側）
歩道部と水空間の一体的利用により、壺ヶ瀬川があった土地の記憶を継承し、カツラ並木が続くせせらぎが流れ、ウィンドウショッピングが楽しめる、明るくリズミカルなプロムナードとします。

用途地域図（案）



地区計画の内容

- ・住居系ゾーン
 - 建築物 …… 建築物の用途の制限
 - ・壁面の後退・高さの制限 (高さ1m・見附1.5m) (15m以下)
 - ・色彩・形態・意匠の制限、誘導
 - 敷地 …… 敷地規模の最低限度等 (300㎡以上)
 - ・敷地周りの緑化等
 - 工作物等 …… 屋外広告物の制限
 - ・屋外設備類等
- ・商業系ゾーン
 - 建築物 …… 建築物の用途の制限
 - ・壁面後退 (10m以上)
 - ・色彩・形態・意匠の制限、誘導
 - 敷地 …… 敷地規模の最低限度等 (100㎡以上)
 - ・敷地周りの緑化等
 - 工作物等 …… 屋外広告物の制限
 - ・屋外設備類等の景観対策

拠点地区の形成や秩序のとれた住居機能の共存を図るため、現行の工業系から商業・住居系に用途地域を変更します。また、まちづくりルールとして地区計画を定め、良好な中核地環境の誘導に努めます。

事業期間中の賑づくり

- ・家庭菜園・花壇づくりコンクール、品評会
- ・手作りアートコンテスト、大学生参加等によるインスタレーション (自己表現活動) 広場
- ・ハウジングパーク会場、地元企業の見本市・展示会場
- ・一斉清掃の日 (クリーン・グリーンデイ) とイベント (ガーデンパーティー) の連携
- ・彦根駅東地区のまちの愛称 (ネーミング等) 市民アイデア募集
- ・花祭り・盆踊り・彦根市主催のイベント等

市民参加による公共施設の維持管理

<p>【住民・企業等の活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃、ゴミ拾い ・除草 ・花壇の世話 ・植栽 ・環境保全に係る啓発活動および情報提供 		<p>【管理者の支援等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア保険加入支援 ・清掃用具、ゴミ袋等活動に必要な物品購入支援 ・その他
--	--	--

(※) 壊れエコフオスター制度による市民の分担制





井伊神社の枝垂れ桜

事業DATA

- 本計画は地元及び商工会議所等選出委員で構成される「彦根駅東ふるさとの顔づくり委員会」(委員長 滋賀県立大学奥貫隆教授)の指導・助言を受けて彦根市が策定したものです。
- **事業名** 彦根長浜都市計画事業 彦根駅東土地区画整理事業
彦根駅東地区ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業
- **施行地区** 彦根駅東地区
- **施行者** 彦根市
- **施行地区の面積** 17.7ha
- **お問い合わせ** 彦根市都市開発部土地区画整理課
〒522-8501 滋賀県彦根市元町4-2
TEL.0749-22-1411 FAX.0749-24-8517
ホームページ <http://www.city.hikone.shiga.jp/eki-east/>
Eメール kukakuseiri@ma.city.hikone.shiga.jp

●「ふるさとの顔づくり」とは、地域の発意と創意に基づく個性的で魅力ある市街地の形成を図るため、「ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業」により、土地区画整理事業施行地区において、核となる公共施設等を「地区の顔」として位置づけ、環境整備を推進するとともに、民有地においても地区計画等の適切なまちづくりルールを定め、官民が協調したまちづくりを進めるものです。